

十和田湖の市町境界(県境)が確定しました

明治4年の廃藩置県以来の長きにわたり、懸案となっていた十和田湖と周辺地域の境界。平成20年7月から、本市と秋田県小坂町、青森県、秋田県の4者による継続的な協議が行われました。8月29日には十和田市長と小坂町長が青森・秋田両県知事の立ち会いのもとに、十和田湖の湖面部分を青森県6割、秋田県4割にする覚書を締結しました。

12月25日の官報告示(総務省告示第七百二十一号)により境界が確定し、本市、小坂町、青森・秋田両県は、境界確定に伴う措置として、平成21年度から10年間で増額配分となる地方交付税額に相当する額(年額約6700万円)を十和田湖の環境保全および景観対策の推進などに役立てるものとしています。今後は、4者間協議により事業計画を策定するなど連携して十和田湖観光のさらなる振興を図っていきます。

青森県十和田市・秋田県小坂町の境界図



十和田市・秋田県小坂町の面積 (単位: km²)

区分	境界決定前	十和田湖分割	境界決定後
十和田市	688.60	36.61	725.21
小坂町	178.00	24.41	202.41
計	866.60	61.02	927.62

※両市町の正式な面積は境界決定を受け、国土地理院が平成21年10月1日に公表します。「十和田湖分割」の面積は、十和田市6割、小坂町4割で算定し、小数点以下第3位を四捨五入しています。

平成20年8月29日に十和田市長と小坂町長が青森・秋田両県知事の立ち会いのもとに合意した覚書の主な内容

① 本件境界については、平成15年12月3日の旧青森県十和田湖町議会および秋田県小坂町議会の「十和田湖境界に関する特別委員会」の合同会議による合意内容に基づき決定するものとする。

〔特別委員会における合意内容〕

ア 未決定の陸地部分は、南側は神田川河口を境界とし、北側は御鼻部山頂の基準点から桃ノ沢河口と87林班の東端の湖面に接する部分の中間で両町首長が合意できる部分を境界とする。

イ 湖面の部分は、青森県(十和田湖町)6割、秋田県(小坂町)4割の比率で分割する。

ウ 湖面の分割にあたって、中山半島は十和田湖町に属する。

② 前項の場合において、当該合意内容のうち陸地部分の北側に係る「御鼻部山頂の基準点から桃ノ沢河口と87林班の東端の湖面に接する部分の中間で両町首長が合意できる部分」については、「御鼻部山頂の基準点」と「桃ノ沢河口と87林班の東端の湖面に接する部分とを結ぶ湖岸線の中間地点」と

を結ぶ直線とするものとする。

③ 十和田市長および小坂町長は、本件境界に係る具体的な境界線について、協議の上、速やかに設定するものとする。

④ 十和田市長および小坂町長は、前項の規定により設定した境界線により本件境界を設定することについて、青森県知事および秋田県知事に対し、地方自治法に基づく市の境界決定の手続きを行うよう求めるものとする。

境界確定までの手続き(平成20年)

- 8月29日 両市町が両県知事立ち会いのもとに覚書を締結
- 9月29日 十和田市議会全員協議会で境界線を説明
- 10月3日 両市町による境界決定に関する協定書を締結
- 10月14日 十和田市議会の議決を受け、両市町長が青森県知事に対して境界決定に異議がない旨の意見書を提出。青森県知事が境界を決定、両市町長に境界決定書を交付
- 11月14日 出訴期間(30日)経過により境界決定が確定。青森県知事が境界決定の確定の旨を総務大臣に届け出
- 12月25日 総務大臣が官報で告示。境界決定の効力が発効

問い合わせ先

総務課行政文書係
 (☎) 5111 内線131